

障発第 0201001 号
平成 17 年 2 月 1 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」の一部改正について

在宅療養の介護費用の医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」(平成 2 年 7 月 27 日老福第 145 号)により行われているところである。

平成 16 年 10 月 1 日より、従来は身体介護の一部として取り扱っていた通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合について、「乗降介助」として新たに位置づけたところであるが、その費用については、従来の当該サービスの取扱いのとおり医療費控除の対象とすることとするため、上記通知について、下記のとおり一部を改正し、平成 16 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴管内市町村長に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

本文の記を次のように改める。

3(7) 中、イをウとし、アの次に「イ 乗降介助」を加える。

別紙居宅生活支援サービス利用者負担額証明書の記を次のように改める。

サービス内容の項(1) 中、イをウとし、アの次に「イ 乗降介助」を加える。